

深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和7年9月

深谷市環境水道部水道工務課

目次

1. 目的.....	2
2. 業務の概要.....	2
3. 上限提案価格.....	3
4. スケジュール.....	3
5. 参加資格要件.....	4
6. 参加申込方法.....	4
7. 参加資格に関する質問受付.....	5
8. 現場説明会.....	6
9. 技術提案書の作成・提出.....	7
10. 質問受付.....	10
11. 審査方法等.....	10
12. 審査結果.....	11
13. 契約.....	11
14. 参加者の失格等.....	12
15. 応募に係る費用負担.....	12
16. その他.....	12
17. 事務局、応募及び問い合わせ先.....	13

1. 目的

深谷市水道事業における水道施設の健全かつ効率的な運営、安全で安心な水の安定供給ならびに運転管理の効率化を図るものとする。

なお、運転管理等業務の包括的委託において、民間の創意工夫、技術力及び知識を活用するため公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）による民間受託者（以下「受託者」という。）の選定を実施するものである。

2. 業務の概要

（1）業務名

深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託

（2）業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

ただし、契約締結は、令和8年1月中を見込んでおり、契約締結日から令和8年3月31日までの期間は本業務の引継ぎ期間とする。

（3）対象施設

深谷市水道事業（以下「委託者」という。）が受託者に委託する施設は以下のとおりとし、その施設の概要は仕様書に示すものとする。

ア 稼働中の施設

浄配水場	浄水場 5箇所
	配水場 5箇所
ポンプ場	ポンプ場 1箇所
各水源	市内 26箇所
その他 施設	市内 13箇所（水質監視局、管末測定器）

イ 休止施設

浄配水場	浄配水場 6箇所
各水源	市内 24箇所

（4）業務の内容

受託者の行う業務は、深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に示すものとする。

3. 上限提案価格

前項 2 号業務期間における本業務に対する見積上限価格

総額 1,278,200,000 円（消費税及び地方消費税除く 5 年間の合計額）

※上限を超えた提案は失格とする。また、引継ぎ期間の経費は受託者の負担とする。

4. スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは以下のとおりとする。ただし、都合により変更になる場合がある。

項 目		日 程
一 次 審 査	参加受付開始（公告）	令和 7 年 9 月 3 日（水）
	参加資格に関する質問 受付期間	公告日から令和 7 年 9 月 10 日（水）15 時まで
	参加資格に対する質問 回答	令和 7 年 9 月 12 日（金）深谷市公式ホームページ （以下「深谷市ホームページ」という。）にて回答
	参加申込書提出期限	令和 7 年 9 月 18 日（木）16 時必着
	一次審査※ ¹ 結果通知	令和 7 年 9 月 25 日（木）通知
二 次 審 査	現場説明会受付期限	令和 7 年 10 月 1 日（水）16 時まで
	現場説明会	令和 7 年 10 月 6 日（月）から 8 日（水）まで
	質問受付期間	一次審査結果通知から 10 月 10 日（金）15 時 まで
	質問に対する回答	令和 7 年 10 月 17 日（金）通知
	提案書受付期間	令和 7 年 10 月 23 日（木）から 令和 7 年 10 月 31 日（金）16 時必着
	提案書型式審査※ ² 結果及 びプレゼンテーション 実施通知	令和 7 年 11 月 6 日（木）通知
	プレゼンテーション・ ヒアリング	令和 7 年 11 月中
	審査結果通知	令和 7 年 11 月下旬から 12 月上旬

※ 1 本要領第 5 項「参加資格要件」に関する審査をいう。

※ 2 本要領第 9 項「技術提案書の作成・提出」第 4 号「技術提案書等の無効に関する事項及び技術提案書型式審査」に関する審査をいう。

5. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしている単体企業とする。

- (1) 深谷市建設工事請負等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成21年深谷市規則第30号）に基づく令和7・8年度 深谷市建設工事等競争入札参加資格者名簿の「環境施設運転管理業務」に登録があること。
- (2) 市内又は県内に本店若しくは支店・営業所を有し、かつ、契約締結の権限を有する者を置く者であること。
- (3) 平成27年4月1日以降、給水人口10万人以上の水道事業体において、5年以上継続して処理能力30,000m³/日以上の水浄水場運転管理業務を元請けとして履行した実績を有すること。
- (4) 平成27年4月1日以降、5年以上継続して処理能力1,800m³/日以上のもろ過方式の水浄水場運転管理業務を元請けとして履行した実績を有すること。
- (5) 仕様書第6条で示す、現場責任者及び現場副責任者になり得る資格者かつ経験を持つ者を以下の条件で雇用していること。

ア 令和7年9月1日（本号において「基準日」という。）現在、直接雇用※していること。

イ 令和8年4月1日以降も継続して直接雇用されること。

ただし、他事業体との契約において令和8年度以降にわたり責任者、副責任者等併任を認められていない従事者として指名されている者は除く。

※直接雇用とは、定年退職後の再雇用を含み、臨時社員、契約社員は含まない。

また、産前・産後・育児休暇、病気休暇等で基準日現在休職中の者を除く。

- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てをしている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でない者であること。
- (8) 本公告から契約締結までの間に深谷市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱及び深谷市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加停止又は入札参加除外の措置を受けていない者であること。
- (9) 納付すべき税に未納がないこと。

6. 参加申込方法

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる書類の提出をもって、公募書

類の記載内容を承諾したものとする。

(1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加申込書（様式1）
- イ 浄配水場運転管理等業務受託実績（様式2）
- ウ イの業務委託実績を証する契約書等の写し
- エ 会社概要（様式3）
- オ 資格者人数確認書（様式4）
- カ 納税等証明書（写し可）
 - ア） 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（税務署が発行したもので、参加申込日前3ヶ月以内のもの）
 - イ） 法人県民税及び法人事業税の納税証明書（参加申込日前3ヶ月以内に埼玉県税務事務所から交付された『現在において滞納額がないことの証明』を提出すること。）
 - ウ） 市税に滞納がないことの証明書（深谷市内に本店、支店、営業所等の事業所がある事業者が対象。参加申込日前3ヶ月以内のものを提出すること。）

(2) 提出期限

令和7年9月18日（木）16時必着

(3) 提出方法

持参又は郵送にて本要領第17項「事務局 問い合わせ先」へ提出すること。

（持参の場合は、告示日から提出期限までの平日の8時30分から16時までの間に提出すること（深谷市役所本庁舎及び各総合支所等では受け付けないので注意すること。郵送の場合は、簡易書留とする。電子メール、FAXなどでは受け付けない。）。

(4) 一次審査

事務局は、提出された「公募型プロポーザル参加申込書」から参加資格について、書類審査（以下、「一次審査」という。）を行う。

応募者に対し、一次審査後、結果を令和7年9月25日（木）までに公募型プロポーザル参加資格確認通知書（様式5）にて通知する。

一次審査に合格した事業者（以下「一次審査合格者」という。）のみに様式1に記載の電子メールアドレス（以下、「一次審査合格者メールアドレス」という。）に現場説明以降の日程について通知する。

7. 参加資格に関する質問受付

参加資格に関する質問がある場合は、質問書（様式6）を質問受付期間内に事務

局電子メールアドレスあてに電子メールで提出すること。

なお、電話、ファックス、口頭、来訪等による質問は受け付けない。

(1) 質問受付期間

参加受付開始（公告）日から令和7年9月10日（水）15時まで。

(2) 回答期限及び方法

すべての質問書及びその回答を質問社名は明示せず、令和7年9月12日（金）までに深谷市ホームページにて回答する。

8. 現場説明会

一次審査合格者のうち希望する者に対し、(1)のとおり現場説明を行う。また、すべての一次審査合格者に対し、一次審査合格者メールアドレスへ(2)のとおり資料の送付を行う。

(1) 現場説明会

ア 現場説明会参加申し込み

一次審査合格者のうち現場説明会を希望する者は、令和7年10月1日（水）16時までに電子メールにより、現場説明会申込書（様式7）及び出席予定者（出席予定者が出席できない場合の補欠者（以下、「補欠者」という。）を含む。）に関する、水道法第21条に基づく健康診断の結果（現場説明会の日付より6か月以内に発行されたものに限る）の写しを事務局へ送付すること。なお、現場説明出席者は、1事業者2名まで、補欠者は1名までとし、希望日は第3希望まで記入すること。

イ 現場説明日

令和7年10月6日（月）から令和7年10月8日（水）までとする。

時間は9時30分から11時30分または13時30分から15時30分までとする。

具体的な日付は、申込書記載の希望日から1希望者につき2時間を割り当て、電子メールで現場説明実施通知書（様式8）を送付し周知する。

ウ 現場説明場所

岡部浄水場及び川本浄水場（予定）

2浄水場間を移動できる交通手段で来場すること。

エ 留意事項

現場説明は、指定日限りとし、現場説明場所において職員への口頭による質問は受け付けない。

(2) 資料配布

送付する資料は、以下のとおり。

- ・過去２年間揚水量・配水量
- ・過去２年間原水及び浄水水質検査結果
- ・過去２年間施設修繕台帳
- ・水源台帳

資料はメール添付またはファイル転送サービスにより送付する。メールは添付ファイルの容量が大きくなり、複数回送信する可能性がある。メールボックスの容量などに留意すること。

なお、以下の資料は深谷市ホームページよりダウンロードすること。

- ・令和７年度深谷市水道事業水質検査計画

９．技術提案書の作成・提出

（１）技術提案書の書式

- ア 技術提案書の表紙は様式９を、技術提案書は様式３及び様式１０から様式１８を使用し、ページ数は各様式に記載するページ数以内とする。体裁は、用紙の大きさは日本産業規格(JIS) A４版縦置き左綴じ両面印刷を基本とし、A４片面を１ページと数える。資料などでA３版を用いるときは折り綴じること。A３片面を１ページと数える。また、A３版を超える大きさの資料の添付は認めない。
- イ 会社名は正本の様式９のみに記載し、それ以外はすべて指示された仮称名とすること。
- ウ 技術提案書に付随する資料添付は認める。ただし、技術提案書に付随する資料添付は、資料集として技術提案書とは別にまとめ、技術提案書と資料との関係が明確に解るように、目次を作成し整理すること。

エ 提出書類

- ア) 技術提案書提出書（様式９）
- イ) 会社概要（様式３）の会社名を指示された仮称名に修正した書面
- ウ) 有資格者一覧表（詳細）（様式１０）
- エ) 配置予定現場責任者調書（様式１１）
添付する資格証、雇用を証する書面の写しは、応募者名が特定できないように事業者所在地及び事業者名等は塗りつぶし等を施すこと。
- オ) 技術提案書（様式１２から様式１６まで）
「オ 技術提案書に関する条件」及び「深谷市水道事業 浄配水場 運転管理等業務委託受注候補者選定基準」「６．評価の視点」を参照し作成すること。
- カ) 薬品単価見積書（様式１７）

技術提案実施に係る薬品単価見積価格を消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）を除いた額で記載すること。

キ) 希望金額見積書（様式 18）

技術提案実施に係る見積価格を消費税等を除いた額で記載すること。

オ 技術提案書に関する条件

本業務の技術提案書に関する条件は次のとおりとする。応募者は、これらの条件を踏まえて、技術提案書を作成すること。

各提案事項のうち、本業務委託範囲に含まない提案（要別契約）についてはその旨を明記すること。

ア)『企業の業務遂行能力』（様式 12）は、以下の項目について記載すること。

- ・経営状況等の安定度
- ・類似施設及び上水道施設の受託実績
- ・本業務実施体制・有資格者・経験者

イ)『業務実施に関する基本方針』（様式 13）は、以下の項目について記載すること。

- ・業務実施に関する基本方針
- ・安全衛生管理に関する提案事項

ウ)『要求水準の確保に関する能力』（様式 14）は、以下の項目について記載すること。

- ・運転管理業務に関する提案
- ・水質管理業務に関する提案
- ・施設点検業務に関する提案
- ・日常点検業務に関する提案
- ・薬品等調達及び管理業務に関する提案
- ・緑地管理業務、清掃業務、業務補助に関する提案

エ)『危機管理能力』（様式 15）は、下の項目について記載すること。

- ・危機管理の対応方針・対策に関する提案

（危機管理の対象は、事故、災害（震災、風水害、落雷）や疾病の流行など広範囲を想定する。また、方針・対策には業務継続マニュアルに関する事項も含める）

オ)『その他の業務提案』（様式 16）は、以下の項目について記載すること。

- ・業務改善に関する提案（水道DX、将来的な上下水道一体化に関

する提案等)

・地元企業・雇用への配慮

カ 提出体裁及び部数

それぞれ、1部ずつ指示された色のA4版縦型のフラットファイルに綴じ、表紙上部には「深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託公募型プロポーザル提出資料」と記載、表紙下部には以下で指定する事項を記入、添付する各様式の1枚目には見出し(インデックス)を貼付の上、所定の部数提出すること。

ア) 正本 1部

「エ 提出書類」ア) からキ) までを順に綴じ、提出書類ア) に社印及び代表者印を捺印し、フラットファイル表紙下部には社名を記載する。

イ) 副本 10部

「エ 提出書類」イ) からキ) までを順に綴じ、フラットファイル表紙下部には、指示された仮称名を記載する。副本に含むすべての書面には、会社名は指示された仮称名を用い、添付した資料を含めて具体的な事業者名が特定できる事項(ロゴ、略称等を含む)が残置されることがないように細部に渡り注意すること。

ウ) 電子データ1部(CD-R、CD-RW等)

(2) 受付

事前に電話連絡のうえ、令和7年10月23日(木)から令和7年10月31日(金)の間の平日、8時30分から16時までに、事務局へ持参すること。
郵送、ファックス及び電子メール等による提出は認めない。

(3) その他の条件

ア 契約金額

契約金額の決定にあたっては、受託者との契約交渉により合意した当該額の消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。

イ 保険

受託者は、委託期間において受託者の帰責事由により生じる損害等に対応できる保険等を付保すること。

(4) 技術提案書等の無効に関する事項及び技術提案書型式審査

事務局において、技術提案書の内容について型式審査を行い、次のいずれかに該当する提案書等は無効とする。

ア 応募参加資格を取り消された者が提出した場合

- イ 公募型プロポーザル参加申込書及び技術提案書正本に記名押印のない場合
 - ウ 一つの民間受託者が複数の提案書を提出した場合（すべての提案書を無効とする）
 - エ 同一事項に対し、2 とおり以上の提案がされた提案書等
 - オ 本項1号「エ 提出書類」又は「カ 提出体裁及び部数」に不備がある場合
 - カ 本項1号「オ 技術提案書に関する条件」を欠くと判断された場合
 - キ 本項2号「受付」の提出要件を遵守しない場合
 - ク 著しく信義に反する行為を行った応募参加者が提出した場合
- (5) 型式審査の結果及びプレゼンテーション実施通知
- 提出された技術提案書について、前項の審査を行った結果及び審査結果が有効と判断された者に対するプレゼンテーション期日の通知を令和7年11月6日（木）までに技術提案書審査結果及びプレゼンテーション実施通知（様式19）にて通知する。
- (6) 参加の取り消し
- 応募参加者のうち、参加を辞退する事業者は、技術提案書提出期限までに参加辞退届（様式20）を提出すること。

10. 質問受付

本業務（参加資格以外）に関して質問がある場合は、質問書（様式6）を電子メールで提出すること。なお、電話、ファックス、口頭、来訪等による質問は受け付けない。

(1) 質問受付期間

一次審査合格のメールを受けた日から令和7年10月10日（金）15時まで。

(2) 回答期限及び方法

回答は令和7年10月17日（金）までに回答する。

回答方法は電子メールとし、すべての質問書及びその回答を参加者全員に回答する。（質問者名は明示しない。）

11. 審査方法等

提出された技術提案書等が有効と判断された事業者に対し、浄配水場運転管理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会という。）にて書類及びプ

プレゼンテーション方式にて審査を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

(1) 審査の方法・項目・配点

審査委員会において、技術提案書等の提出された書類、プレゼンテーションの内容及びヒアリングの結果を点数化して評価を行う。

技術提案書の審査・評価項目等は、別紙『深谷市水道事業 浄配水場運転管理等業務委託受注候補者選定基準』による。

(2) 技術提案書プレゼンテーション

提出した技術提案書の説明と委員会による質疑応答を行うためのプレゼンテーションを開催する。なお、説明会は1者45分（説明30分、質疑応答15分）を予定している。

ア 開催日時 令和7年11月中

イ 場所 深谷市水道庁舎

詳細については別途通知する。

(3) その他

プレゼンテーションへの参加は、1参加事業者につき3名以内とする。ただし、設営や準備における人員に制限は設けない。

スクリーン以外のプレゼンテーションに必要な機材については、参加者が用意するものとする。

提案者がプレゼンテーション当日に資料の追加配布を行うことは認めない。

提案者は、プレゼンテーションの説明及び質疑応答の内容を記録し、詳細な議事録を作成のうえ、プレゼンテーション実施後7日以内に、電子メールで提出すること。

12. 審査結果

審査結果は、令和7年11月下旬から12月上旬に当該参加者へ公募型プロポーザル審査結果通知書（様式21）を通知した上で、受注候補者名、受注候補者の得点、受注候補者以外の名称（仮称）及びこれらの得点について深谷市ホームページにて公表する。電話等による問い合わせには応じない。詳細な技術提案書等の審査結果については公表しない。

なお、審査結果に関する異議・申し立ては一切受け付けない。

13. 契約

委託者と受注候補者の間で契約交渉を行い合意した額に消費税等を加えた額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とする。

14. 参加者の失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合には、提出された参加申込書等及び技術提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- (1) 提出期限を過ぎて書類を提出したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 審査の公平に影響を与える行為があったとき。
- (4) 希望金額見積額が本要領第3項に示す上限提案価格を超えたとき。
- (5) 参加申し込み以降、契約締結の日までに、本要領第5項「参加資格要件」第1号、第2号、第6号から第9号のいずれかの条件を満たさないことが確認された場合
- (6) 本要領第9項「技術提案書の作成・提出」第4号に当てはまる提案をした場合
- (7) その他、本要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めたとき。

15. 応募に係る費用負担

本プロポーザルにおける応募及び提案書作成に係る費用は、参加者の負担とする。なお、本要領第9項「技術提案書の作成・提出」第7号により応募を辞退した場合及び前項に基づき失格とされた場合も同様とする。

16. その他

- (1) 提案書の提出後は、原則として提案書に記載された内容の変更を認めないものとする。
- (2) 提出された提案書については、返却しないものとする。
- (3) 提出された提案書は、プロポーザルの実施のため使用し、また、複製等を行うことができるものとし、提出者に無断でその他の目的のために使用することはできないものとする。
- (4) 提出された提案書や選定結果について、第三者から情報の開示請求があった場合、深谷市水道事業及び下水道事業の所管に係る深谷市情報公開条例施行規程（平成24年4月1日公営企業管理規程第1号）で準用することとしている深谷市情報公開条例（平成18年1月1日深谷市条例第13号）に基づき、開示できるものとする。

ただし、提案者等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害すると認められる情報等は、非公開とする。

17. 事務局、応募及び問い合わせ先

〒369-0211

埼玉県深谷市岡部1086番地

深谷市環境水道部水道工務課施設係

電話番号048-577-7539（直通）

FAX 048-546-0126

E-mail suidokomu@city.fukaya.saitama.jp